

平成 30 年 6 月 26 日

株 主 各 位

香川県小豆郡小豆島町苗羽甲 1850 番地
ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社
取締役社長 檜垣 周作

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会において、下記のとおり決議されましたのでご通知申し上げます。

敬具

記

決議事項

議案 当社と株式会社アスラポート・ダイニングとの株式交換契約承認の件
本件は、原案どおり承認可決されました。

以 上

株式交換に伴う株式の取扱いに関するご案内

当社は、本日開催の臨時株主総会において、平成 30 年 8 月 1 日を効力発生日として、株式会社アスラポート・ダイニング（以下「AD」といいます。）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議いたしました。

つきましては、本株式交換の効力発生時の直前（以下「基準時」といいます。）における当社の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その所有する当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）1 株につき、AD の普通株式（以下「AD 株式」といいます。）0.9 株の割合をもって割当て交付することとなります。

本株式交換の効力発生日前後の株式のお取り扱いにつきまして、以下のとおりご案内申し上げます。

1. AD 株式の割当て方法

本株式交換では、基準時における当社の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、ご所有の当社株主 1 株につき、AD 株式 0.9 株の割合をもって割当て交付いたします。

(ご参考：割当例)

当社株式を 100 株ご所有の場合、割当比率の 0.9 を乗じた AD 株式 90 株が割当てられます。

(ご注意)

本株式交換により当社の株主の皆様へ交付される AD 株式は、1 単元が 100 株です。従いまして、100 株の整数倍が売買単位となり、100 株未満の株式は証券取引所での売買はできません。なお、単元未満の株式については、所定の手続により、所有する単元未満株式の買取を会社に対して請求すること(買取請求) または、所有する株式が単元株式となるまで、会社に対して単元未満株式を売り渡すことを請求して買い増すこと(買増請求)ができます。(後述「3.AD 株式の単元未満株式(100 株未満)の買取請求について」及び「4.AD 株式の単元未満株式(100 株未満)の買増請求について」をご参照下さい。)

2. 株式交換の日程と株式の流通について

株式交換の日程及び株式の流通は、次のとおりとなる予定です。

年 月 日	日 程	株式の流通
平成 30 年 7 月 26 日(木)	当社株式の最終売買日	同日以降、当社株式の証券取引所での売買はできません。
平成 30 年 7 月 27 日(金)	当社株式の上場廃止日	-
平成 30 年 8 月 1 日(水)	本株式交換の効力発生日	割当て交付された AD 株式は、同日以降、証券取引所において売買ができます。

3. AD 株式の単元未満株式(100 株未満)の買取請求について

年 月 日	買取請求のお取扱い
平成 30 年 8 月 1 日(水)から	AD の株式取扱規則に基づき、お取扱いいたします。 お取引の証券会社等の所定の用紙にてご請求下さい。

なお、当社の単元未満株式(100 株未満)の買取請求については、平成 30 年 7 月 25 日(水)までお取扱いいたします。お取引の証券会社等の所定の用紙にてご請求下さい。

4. AD 株式の単元未満株式(100 株未満)の買増請求について

年 月 日	買増請求のお取扱い
平成 30 年 8 月 1 日(水)から	AD の株式取扱規則に基づき、お取扱いいたします。 お取引の証券会社等に所定の用紙にてご請求下さい。

以 上